



ナフサ・原油価格の高騰により影響を受けている事業者を支援します！



各務原市石油由来副資材 調達補助金

<概要>

中東情勢の混乱長期化等に伴うナフサ・原油価格高騰の影響を強く受けている市内中小建設・製造企業を支援するため、国の「**物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金**」を活用し、**石油由来の「副資材」の調達費用**に対し、補助金を交付します。

補助上限

50 万円

補助対象経費の1/2の額
(1,000円未満の端数があるときは
これを切り捨てた額)

令和8年

令和9年

申請期間 **9月1日 ~ 1月29日**

※当日消印有効

※先着受付のため、予算額に達し次第、受付を終了します

対象者

市内に本社又は主たる事業所を有する者で、以下のいずれにも該当するもの

- (1) 中小企業基本法第2条第1項各号のいずれかに該当する者
- (2) 日本標準産業分類に掲げる大分類D「建設業」
又は大分類E「製造業」に属する産業を営む者
- (3) 市税を滞納していないこと
- (4) 補助金交付規則第3条の3各号のいずれにも該当していないこと
- (5) この補助金の交付を受けたことがないこと

補助対象経費・補助率等

裏面の補助対象副資材の購入に要した費用のうち、**令和8年4月1日から8月31日までの間に納品されたもの**です。
補助対象経費は前年度と比較した上昇分の経費ではなく、**実経費**となります。

補助対象経費の合計金額に**2分の1**を乗じて得た額 (1,000円未満の端数があるときは、これを切り捨てた額)
とし、**上限を50万円、下限を10万円**とします。

補助対象副資材

石油を原料に含む副資材のうち、購入時の単価が令和7年4月1日から令和8年3月31日までの任意の期間に納品されたものの単価と比べて20パーセント以上上昇している、以下の表に記載があるもの。

①表面処理・洗浄資材	合成樹脂塗料、シンナー、剥離剤 等
②接合・固着資材	工業用接着剤、両面テープ、マスキングテープ 等
③成形・取付資材	パッキン類、ゴム部品 等
④物流・梱包資材	ストレッチフィルム、気泡緩衝材、OPPテープ、PPバンド 等
⑤設備稼働・保守資材	切削油、研削油、機械潤滑油、油圧作動油 等
⑥配管・養生・保護材	塩ビ管、養生シート、養生ボード、養生テープ、防塵シート 等
⑦結束・固定材	結束バンド、ケーブルタイ、粘着テープ 等
⑧補修・シーリング材	シーリング材、シーリングテープ、目地・隙間充填材 等
⑨防水・断熱材	防水テープ、保護用フィルム 等
⑩その他の資材	市長が補助対象と認める資材

補助金の流れ

①申請・請求 → ②審査・交付確定 → ③支払い

事業者



各務原市



提出書類

- ・様式第1号・様式第2号（市ウェブサイトよりダウンロード）
- ・「建設業」又「製造業」に属する産業を営むことが分かる書類（登記事項証明書、定款 等）
- ・補助対象副資材が令和8年4月1日から8月31日までの間に納品されたことが分かる書類（納品書、仕入伝票、仕入帳 等）
- ・補助対象経費を支出したことが分かる書類（領収書、振込明細書 等）
- ・補助対象副資材と比較する石油由来副資材が令和7年4月1日から令和8年3月31日までの間に納品されたことが分かる書類（納品書、仕入伝票、仕入帳 等）
- ・補助対象副資材と比較する石油由来副資材の購入に要した経費を支出したことが分かる書類（領収書、振込明細書 等）

申請・問合せ先

各務原市役所 産業活力部 商工振興課
〒504-8555 各務原市那加桜町1-69 産業文化センター6F
☎058-383-7236 ✉syoko03@city.kakamigahara.gifu.jp



市ウェブサイト